

問題行動の発生

いじめ対策推進教員
生徒指導主事

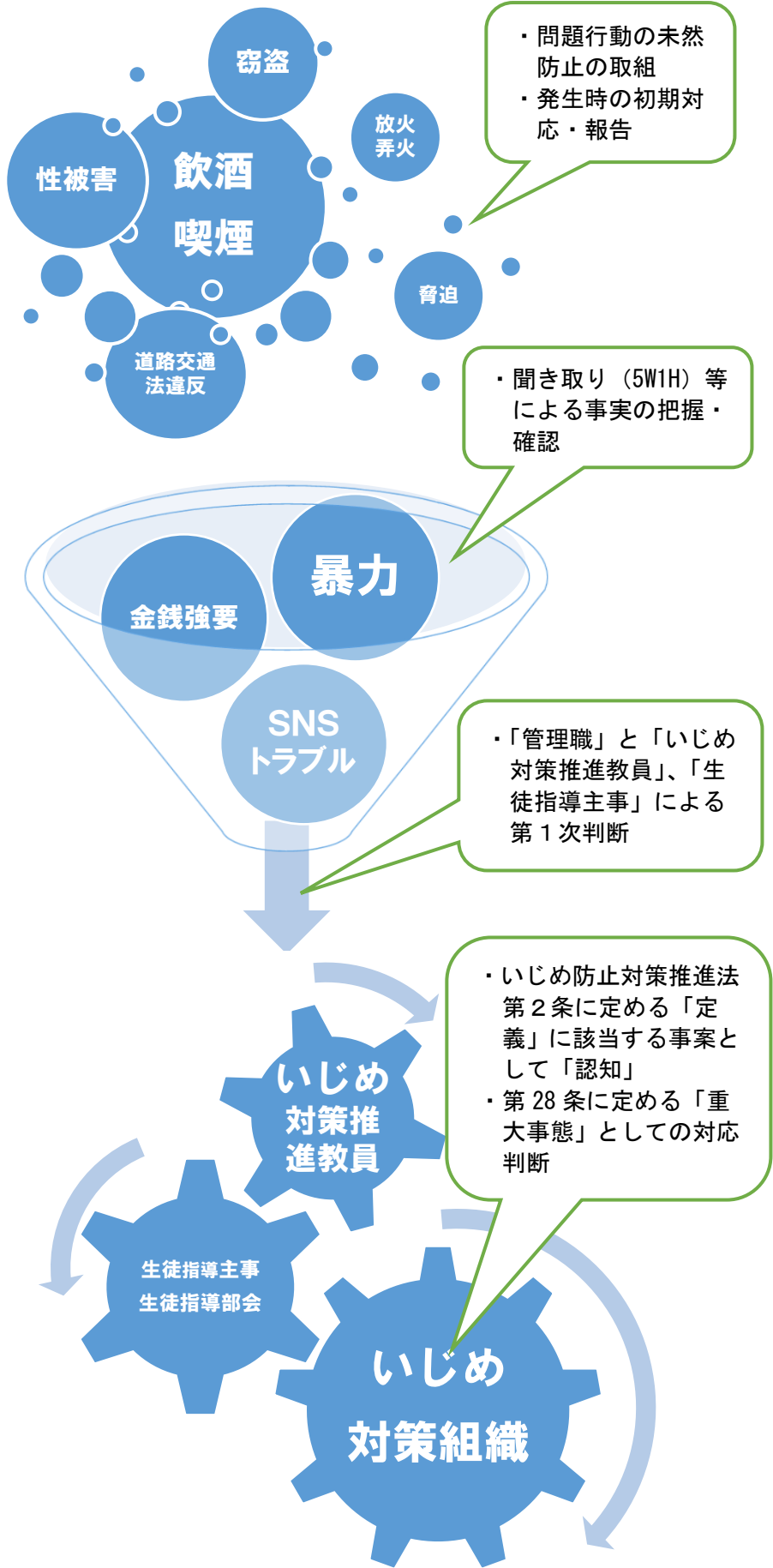
関係する人間関係に留意して「いじめ」に該当するか否かを管理職と第1次判断

【いじめ事案】

- ・いじめ対策推進教員を中心に「学校いじめ防止基本方針マニュアル」に基づく組織的対応
- ・「チェックリスト」による確認

【いじめ以外の事案】

- ・生徒指導主事を中心に、従来の組織的な生徒指導対応



校長のマネジメントのもと、教職員全体での情報共有を確実にを行い、「いじめ」や「問題行動」の解消に向け組織的に対応していく。